

和泉市学校給食管理

システム構築等業務

仕様書

令和6年6月

I. 一般事項

1. 業務名

和泉市学校給食管理システム構築及び保守業務

2. 目的

現在、公益財団法人大阪府学校給食会より提供を受け、使用している学校給食管理システム（大阪Qネット）について、令和7年3月31日をもって提供が終了となることに伴い、本市の学校給食事業において、給食提供を適切に行うため、献立作成支援、栄養価管理及び食物アレルギーの管理、また帳票の出力等を一括して実施でき、導入施設間でデータ共有を自動的に行えるシステムを新規に構築し、保守することのできる事業者を選定することを目的とする。

3. 履行場所（以下「各施設」という。）

- ・和泉市内小中学校園 28か所
- ・和泉市役所 教育委員会 教育・こども部 学校園管理室 1か所

4. 履行期間

契約の締結日から令和11年12月31日まで

各業務の履行期間

- (1) システム構築業務：契約締結日から令和6年12月31日（火）まで
- (2) システム保守業務（利用料契約含む）：令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで〔60ヵ月〕（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

5. 業務内容

- (1) 和泉市学校給食管理システムの整備及び稼働調整に関すること【システム構築】
- (2) 現在使用している学校給食管理システムからの必要なデータの移行に関すること【データ移行】
- (3) システムの保守・運用サポートに関すること【システム保守】

6. 要件・仕様

次の仕様「6-1【システム構築】」「6-2【データ移行】」「6-3【システム保守】」及び「Ⅱ. システム機能要件」を満たす機能・性能であるシステムで、利用に係るサポートが可能であること

6-1 【システム構築】

システムの基本要件

- ① 自社開発によるシステムであること。
- ② 本仕様書の要件を全て満たしたものであること。
- ③ ユーザー数は29とする。
 - ・和泉市内小中学校園 28ユーザー（利用者ユーザー）
 - ・和泉市役所 学校園管理室 1ユーザー（管理者ユーザー）

6-2 【データ移行】

現在使用しているシステム（「給食管理システムV9（㈱内田洋行ITソリューションズ）」）からのデータコンバートを行うこと。なお、データコンバートの範囲は以下のものとし、データコンバートが行えない場合、最低1年間分の献立データの初期入力を行うこと

【データコンバートの範囲】

食品データ 約2,500件、料理データ 約2,000件

献立データ 約1,000件

6-3 【システム保守】

保守・管理・運用サポート要件

(1) セキュリティ

セキュリティ対策の実施に当たって、実施方法及び設定内容の詳細を本市と協議の上で決め十分な対策を実施すること。

- ・サーバへの不正アクセスに対し、十分な対策を実施すること。
- ・管理者ユーザーによるシステム利用者ユーザーの利用機能の制限が可能なこと。
- ・制限は機能ごとに設定が可能なこと。

(2) データセンターその他

- ・プログラムのバージョンアップ等保守作業としての計画停止を行う場合は、1週間前までには本市へ通知すること。
- ・サーバは定期的にバックアップを行い、1週間程度データを保持していること。
- ・障害の発生時には、速やかに対応すること。

(3) セキュリティ対策等

受託者は、適切なセキュリティ対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。

(4) 運用サポート

- ・法改正及び成分表の更新に伴うシステム変更には速やかに対応すること。
- ・操作研修は、和泉市の指定する教職員等に対して少なくとも1度は運用開始前に実施すること。また会議に必要な資料等は事業者が作成し、準備を行うこと。
- ・操作及びシステムに関する問合せ（電話、FAX、メール）等に対するサポートを速やかに実施すること。
- ・操作マニュアルを29部提供すること。

6-4 【共通】

(1) 現在の主な利用環境

履行場所の教職員及び学校園管理室職員が使用する校務用パソコンで利用できるものとする。パ

ソコンの主な利用環境等は次のとおりとする。

- ・基本OS:Windows11以上
- ・ブラウザ:Google Chrome 又は Microsoft Edge
- ・CPU:intel core5
- ・メモリー:16GB
- ・Microsoft Excel 2016以降がインストールされている。
- ・必要なミドルウェア(データベースソフト等)がある場合は、受注者が手配すること。

(2) 情報資産の取り扱い

- ・受託者は、本業務の遂行に当たり本市の所掌する情報資産の保護(データバックアップを含むものとする。)について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。
- ・受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に与え、本業務の履行目的以外に使用することがないように関係者に周知徹底し、所要の教育を行うこと。
- ・次期システムへの更新の際には、無料でデータの移行ができること。

(3) 業務委託に係る個人情報の保護

- ・受託者は、業務の実施に当たり、本業務に従事する従業員(再委託先等を含む。)若しくはその他の者による個人情報の保護(内部セキュリティ対策)に係る体制を整備すること。
- ・受託者は、資本関係・役員等の情報、事業の実施場所、事業従事者の所属・専門性(個人情報の保護に係る資格・研修実績等)などを本市が求めた場合は提供すること。
- ・受託者は、不正なデータ等が発見された場合に、本市と連携して原因を調査できる体制を整備すること。
- ・受託者は、ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメント規格)等を取得していること。

7. その他

- ・この仕様書の記載事項について疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- ・システムの保証については、契約期間は安全稼働するように努め、必要に応じて対応すること。
- ・守秘義務について、受託者は、業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。
- ・この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。
- ・個人情報の保護について、受託者は、業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。
- ・その他、この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

8. 担当部署

和泉市教育委員会事務局 教育・こども部 学校園管理室 保健給食担当

Ⅱ. システム機能要件

[1] システムの概要及び基本要件

1. ソフトウェアは以下の要件を満たすこと。

1-1. システム全般

1-1-1. 操作性がよく、長時間の使用にも疲れにくい画面レイアウトであること。

1-1-2. 複数の単独校等(28か所)の献立・栄養管理ができること。

1-1-3. システムの起動時にユーザーIDとパスワードを利用したログイン機能を有すること。

1-1-4. データ削除処理の際には事前に確認メッセージを表示すること。

1-1-5. 当月から将来日時の献立作成処理を行う時は、登録可能期間に制限がないこと。

1-1-6. 基本メニューの総合画面を設け、各詳細業務メニューへ切り替わること。

1-1-7. 複数ユーザーで同時にシステムを利用でき、更新したデータが速やかに他のユーザーと共有される構成とすること。

1-1-8. 利用者ユーザーが操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者ユーザーが所属する学校の児童生徒のアレルギー対応に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。

1-2. 印刷

1-2-1. プリンタの有効活用に考慮し、出力範囲・出力部数等の指定が可能なこと。

1-2-2. 印刷できるものは全てプレビュー機能を有していること。

1-2-3. 用紙の拡大・縮小が設定できること。

[2] システムの詳細要件

2-1. 学校データ

2-1-1. 学校情報の登録が随時できること

・学校ごとの、クラス数設定が変更できること

2-1-2. 学齢区分比率の設定ができること

・学齢区分ごとに、1人分の基本分量とする比率設定ができること

・料理/食品ごとに、個別に比率設定ができること

2-1-3. 担当者の設定ができること

・担当者を複数登録できること

・担当者ごとに学校、食品・料理等の編集/編集不可などの権限設定もできること(管理者権限)

2-2. 献立作成

2-2-1. 月間献立登録画面での献立登録ができること

・カレンダー形式で1か月の献立内容の確認ができること。

・献立作成画面はカレンダー形式とし、最大6週間の献立表示ができること

・カレンダー形式の献立画面での献立作成が、マウスでの操作により料理検索入力、1日単位の献立入れ替え、料理入替、料理コピー、料理移動、料理削除、料理順入替えが簡単にできること

- ・複数の担当者で分担して登録することもできること。

2-2-2. 日々の献立登録が詳細にできること

- ・献立の登録は過去のデータが利用できること。
- ・レーダーチャートや栄養価表示画面等で栄養バランスを確認しながら献立内容を登録できること。
- ・アレルギー対応食の献立作成が可能であること。
- ・一日あたりの合計栄養価に関して、目標値と充足率が確認できること。
- ・献立作成画面内で料理の上下移動、料理内の使用食品の上下移動が容易にできること。またその順番は関連する各種帳票に反映すること。
- ・一覧表示した月間献立の栄養価や1食平均単価など平均値表示ができること。
- ・日々の1食あたりの単価がわかること。
- ・操作の取り消し、取り消し操作のやり直し操作での献立編集が可能であること。
- ・料理に(主食)(牛乳)などの区分を設定可能であること。
- ・献立作成において、過去の献立を容易に取り込めること(一括コピー)
- ・統一献立のほか、学校毎に、献立内容を変更できる個別献立の変更ができること。ただし学校毎に変更した場合は各マスター(食品、料理、献立)に反映されないこと。
- ・指定した食材、料理名、材料区分の重複チェックが画面で確認でき、重複食材・料理について、画面上で置き換えができること
- ・献立登録で入力した料理内容を、そのまま料理マスターとして登録できること。また、献立登録画面で変更した内容を、料理マスターに反映できること。
- ・アレルギーの有る食材を使用した場合、献立画面で確認できること
- ・基準となる年齢区分の献立を作成すると、比率により年齢区分の食品分量を自動的計算表示できること。また、任意に食品分量が変更できること

2-2-3. 献立コピーができること

- ・日々の献立コピーの他、期間を指定しての献立一括コピーができること
- ・期間を指定しての献立一括コピーの際は、最新の料理マスター内容を反映してコピーすることができること

2-3. 料理データ

2-3-1. 料理データの登録

- ・同一マスタに同一画面にて小学生(低学年、中学年、高学年ごと)、中学生の可食量が登録できること。
- ・個数付けの食品については可食量の他に個数も表示されること。
- ・登録した食品の順番を任意に変更できること。
- ・登録する食品は検索画面を表示して選択できること。
- ・栄養価表示画面等で栄養バランスを確認しながら料理内容を登録できること。
- ・新規で登録する際、既に登録済みの料理を複写して使用することができること。
- ・料理名称は漢字とかなの両方を有すること。
- ・料理ごとに調理法・作業工程などが入力できること。
- ・材料や分量、料理名など、料理の一時的な変更ができること(料理マスタでの変更は不要)

2-3-2 アレルギー対応食作成ができること

- ・料理毎にアレルギー対応食が作成でき、作り方の登録ができること。
- ・前回のアレルギー対応食内容の取込みができること。

2-3-3. 使用食品の変更

- ・使用食品の変更が簡単にできること。

2-3-4. 料理検索

- ・検索方法は(直接入力/検索ウィンドウでの絞り込み表示)から選択できること
- ・多様な検索キー(50音/料理名/調理方法/任意設定の区分)などで検索ができること(調理方法とは揚げ物、焼き物、煮物などをさす)
- ・料理の使用履歴が確認できること。

2-4. 食品データ

2-4-1. 登録済み食品データ

- ・「日本食品標準成分表 2020 年版(八訂)」の食品データを収録済みであることまた改定された場合は、市と協議の上、最新のものを入れること。

2-4-2. 食品データの編集

- ・食品名変更、成分値修正(廃棄率など)などができること

2-4-3. 食品の登録

- ・食品を随時追加登録できること
- ・食品群の登録ができること。(穀類、いも及びでん粉類、砂糖及び甘味類、豆類、種実類、野菜類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類、乳類、油脂類、菓子類、嗜好飲料類、調味料及び香辛料類、調理加工食品類、その他)
- ・食品データを用いて料理データを作成できること
- ・料理データごとに各食品の食品コードが表示されること
- ・オリジナル食品の登録が追加可能であること(登録数制限なし)
- ・単価の登録ができること。
- ・業者決定後の決定単価が食品マスタに自動的に反映されること。
- ・全ての食品について配合比率が登録できること。
- ・新規で登録する際、既に登録済みの食品を複写して使用することができること。

2-4-4. 食品検索方法

- ・食品群/食品名/50音順/よく使う食品 などの検索ができること

2-4-5. 3つの基礎食品群、6群の登録

- ・赤/黄/緑/その他の食品群の設定、6群の設定ができること

2-4-6. アレルギー設定

- ・28品目のアレルゲンのデータを登録済みであること
- ・その他和泉市の指定する品目の登録ができること。その際、コンタミなどの情報も登録できること)
- ・必要に応じて変更・追加が随時できること
- ・アレルギー情報登録漏れ防止の為、アレルギー情報の登録確認メッセージを表示できること

2-4-7. 単位の設定

- ・食品ごとに単位当りのグラム数を設定でき、料理・献立の作成の際に使用できること
- ・食品ごとに使用単位での学齢区分別換算分量の設定ができること

2-4-8. 単価の登録

- ・食品ごと、発注単位ごとに単価登録できること。また、単価が自動的に料理作成に反映されること

2-4-9. 一覧画面表示

- ・一覧画面に、登録食品を一覧表示でき、印刷用名称や見積情報、発注情報等の主要項目の編集ができること
- ・一覧画面での絞り込み検索（検索区分、名称など）ができること
- ・一覧画面から、食品データへのジャンプができ、参照のほか編集・登録できること

2-5. 栄養管理

2-5-1. 給与目標量の設定

- ・「日本人の食事摂取基準 2020」に対応していること
- ・給与栄養目標量（基準値）の自動計算ができること
- ・モデル摂取基準を年齢別に複数設定できること
- ・文部科学省の最新の「学校給食実施基準」に対応し、学齢ごとに基準値設定ができること
- ・PFC比率を利用し、たんぱく質、脂質、炭水化物量の設定ができること
- ・献立画面に学齢ごとの栄養摂取値と基準値の表示ができ、チャートでの比較ができること
- ・最新の栄養週報様式 1・2・3 に対応した週報作成ができること

2-6. アレルギー児童管理

2-6-1. 児童データの登録

- ・児童の個人登録ができること
- ・登録児童を管理番号等で個別に識別できること
- ・児童ごとに対象アレルギー設定ができること
- ・アレルギー対応食作成以外に、指定アレルギーに対しての情報提供必要児童の登録ができること
- ・登録児童のアレルギー履歴管理ができること
- ・登録した児童を一覧表示できること

2-7. 残食管理

2-7-1. 残食管理

- ・指定した単位（学校・学年・クラス）での残食管理ができること
- ・日毎の献立の料理別に、指定した残食管理単位別の残食量の記入用紙の作成ができること
- ・日毎の献立の料理別に、指定した残食管理単位別の残食量の登録ができること
- ・月別に学校別の残食量表の作成ができること
- ・年間の集計帳票として残食量年計表の作成ができること

2-8.帳票出力

・帳票は全てエクセルにより出力できること。

・フォーマットは各社の標準様式で提案すること。

(1) 各マスター一覧表

- ① 食品マスター一覧表
- ② 料理マスター一覧表
- ③ 業者マスター一覧表

(2) 献立関連

① 献立一覧表

1ヶ月の献立が献立区分別に基準食の栄養価及び食材料費が確認できること。

② 献立内容一覧表

日別で、献立毎に料理、食品、学齢区分別の可食量が確認できること。

③ 学校配布用予定献立表

食種別に栄養価及び食材料費が確認できること。

④ 保護者配布用予定献立表

献立に含まれる食品(調味料を含む)が記載された献立表であること。

⑤ 学校給食栄養一覧表

栄養価が成分別と食品構成別に1ヶ月単位または給食日単位で確認できること。

⑥ 食物アレルギー関係帳票類

月別アレルギー対応個人別確認表(家庭配布)

個人別食札表(日ごと)

配膳受け渡し確認表

アレルギー対応食一覧表(学校別)

⑦ 調理作業工程表

⑧ 献立食器配膳表

⑨ 地場産物・国産食材の使用状況調査一覧表

⑩ 食品構成別摂取集計表

⑪ 食品構成別摂取集計表年計表

⑫ 残食量表

学校単位ごとに月日及び献立名ごとに出来上がり量及び食数量より残食率がでること。

一人分あたりの残食量がでること。

⑬ 残食量年計表

学校単位ごとに主食、牛乳、おかず(料理区分ごと)に残食率がでること。

(3) 運用関連

① 調理指示書

指示書が作成できること。

② 週報

文部科学省に準ずる最新の週報が作成できること。